



新学期が始まり、1ヶ月が過ぎました！

生徒の皆さんそれぞれが、新しい環境で頑張ってきた一ヶ月ではなかったでしょうか。連休明けのこの時期は、新しい環境への慣れてくる頃ですが、同時に疲れがはじまり、保健室の利用も増えています。5月は各学年校外学習や宿泊活動が行われます。疲れを感じている人は無理をせず、悪化する前に早めに休み、万全な状態で生活できるように体調を管理しましょう。

5月の保健目標 自己の健康状態を把握しよう 学校生活に適應しよう

5・6月の健康診断の予定 ～健康診断も本格的にスタートしています～

5/7(火)	8:55～	歯科検診	1-6～1-7 2-1～2-3 ※無事終了
5/9(木)	8:55～	眼科検診	水泳部 こだま 三学年 2-1～2-3 (水泳部:6/20の大会参加者)
5/14(火)	8:40提出	尿検査(二次)	二次検査対象者・一次検査未提出者 二次対象生徒への容器配付13日(月) ※提出を忘れた生徒は15日(水)が予備日
	8:55～	歯科検診	こだま 3-1～3-4
	13:30～	心臓病検診	1学年(こだま1年含む)
5/15(水)	8:55～	歯科検診	2-4～2-6 3-5～3-6
5/17(金)	9:00～	耳鼻科検診	一・三学年(こだま1年含む)
5/24(金)	8:55～	尿検査(予備)	対象者は保健室よりお知らせします
6/20(木)	8:55～	眼科検診	2-4～2-6 一学年

～検診結果を配付しています～

本格的に健康診断がスタートしています。検診が終了したもののから順次、結果を配付しております。配付する予定の結果は以下のとおりです。受診が済みましたら「受診報告書」を学級担任までご提出ください。

※全員配付 《歯科検診》(ピンク)



全員に検診終了後に結果を配付しております。受診の必要のない場合でもお渡しておりますので、お子様から結果を受け取りましたら、内容をご確認の上、受診が必要であれば早めに受診されることをお勧めいたします。

※所見のあった生徒のみ配付

《内科検診》《内科検診(四肢・脊柱の状態)》(グリーン ※4月中に配付済み)

《眼科検診》(ブルー)《耳鼻科検診》(イエロー)

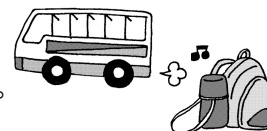
内科検診結果は2種類あります。四肢・脊柱の状態についてのみ、通常の内科検診結果と区別されております。内容をご確認いただきますようお願いいたします。

眼科検診結果については、視力検査結果も兼ねております。視力検査結果は、CおよびDの生徒のみお知らせしています。

校外学習・野外活動・修学旅行が行われます！

《前日までお願いしたいこと》

- ・規則正しい生活（早寝・早起き・朝ごはん）をし、体調管理に努めてください。
- ・万が一体調を崩してしまったら無理をせず休養を取りましょう。
- ・荷物等の準備は早めに行い、忘れ物のないようにしてください。余裕を持った行動が大切です。
- ・歩き慣れた靴で活動に参加してください。靴擦れをしてしまうとせっかくの活動に影響が出る場合があります。



《活動中にお願したいこと》



- ・酔い止めやいつも飲むお薬などを忘れずに持参しましょう。もしも忘れたら担任の先生や保健室の先生に相談してください。忘れずに飲むようにしてください。
- ・環境が変わると体調に変化が出ることがあります。活動中、体調が悪いときは早めに教えてください。

保護者の皆様へ ～スポーツ振興センター・色覚について～

独立行政法人スポーツ振興センターの「災害給付制度」について

学校の管理下では、休憩時間や体育の授業中など様々な状況において、災害（けが等）が発生する可能性があります。スポーツ振興センターの災害給付制度とは、お子さまが学校の管理下でけがなどをしたときに、保護者に対して給付金を支払う制度です。 4月に加入していただいた保険です！

給付の対象となる学校の管理下とは

- ① 授業中（各教科、野外活動、修学旅行、大掃除など）
- ② 学校の教育計画に基づく課外指導中（部活動、林間学校など）
- ③ 休憩時間中および学校の定めた特定時間中（始業前、業間休み、昼休み、放課後など）
- ④ 通常の経路および方法による通学中（登校中、下校中）
- ⑤ その他（学校外で授業が行われるときなど）

※学校管理下でのけがなどが発生した場合は、学校より申請用紙を配付いたします。

※治療するまでに支払った費用が **1500円以上**の場合（**こども医療助成を使用した場合は、診療点数が500点以上で可能**）に限ります。また、申請の書類は月ごと、**医療機関ごと**ですので、治療が数ヶ月に渡って継続する場合や、通院した病院が数カ所ある場合は、学校までお知らせください。新しい用紙をお渡しします。

色覚に関するお知らせ

先天性色覚異常は男子の約5%（20人に1人）、女子の約0.2%（500人に1人）の割合にみられます。色がまったく分からないのではなく、色によって見分けにくいことがある程度で、日常生活にはほとんど不自由はありません。しかし、状況によっては色を見誤り、周囲から誤解を受けることや、色を使った授業の一部が理解しにくいことがあるため、学校生活における配慮が望まれます。

本人には自覚のない場合が多く、検査を受けるまで保護者もそのことに気づいていない場合が少なくありません。治療方法はありますが、学校生活を送るうえで、また進学・就職に際して自身の色の感じ方を知っておくことが大切です。

日常生活の中で、色の見え方に不安を持っている場合は、学校で健康相談を受けることができます。あるいは、直接眼科医への受診をお勧めいたします。ご不明な点がありましたら、学校へご連絡ください。なお、相談については、個人情報保護を遵守し、部外秘といたしますのでご安心ください。